

厚生労働科学研究費補助金（化学物質リスク研究事業）  
分担研究報告書

危害防止規定（モデル）に関する研究

（主任研究者）：長谷川 和俊

（分担研究者）：大野 晋

研究要旨

昨年制作した化学品製造業における毒物劇物に関する危害防止規定（モデル）に続いて、販売業および輸送業における危害防止規定（モデル）をそれぞれ構築した。販売業および輸送業は互いに似たような業務内容であることから、構築した危害防止規定は似たような内容になった。両者の業種において紛失・盗難、怠慢・さぼり、日常管理不足が事故原因の主たる要因であったことを危害防止規定に反映させた。PDCAサイクルが実現するように規定項目を構成した。併せて、毒物劇物危害防止規定の策定に用いるチェックリストを制作した。

A. 研究目的

毒物劇物に関わる販売業および輸送業における危害防止規定は、事故リスクの軽減を図り、危害を防止し、保健衛生管理のレベル向上のために不可欠である。このような危害防止規定の策定の一助となることを目的にそのモデルを構築する。毒物劇物の販売や輸送に携わる者が行うべき事を事故事例の要因分析の結果、実態の調査などを踏まえて明確にし、それらを危害防止規定に盛り込み、実効性の高いものにする。実効性の視点から、リスクマネジメントシステムのPDCAを採り入れることにする。さらに、以上のことが包括的になるよう危害防止規定の策定のためのチェックリストを作成する。

B. 研究方法

危害防止規定のモデルに関して厚生労働省をはじめ各自治体などから関係資料が公開されている。毒物劇物についての危害防止規定のモデルの構築は、これらの資料を参考にするとともに、事故事例の要因分析の結果を反映させる。一方、継続的管理レベル向上のため様々な分野で採用されつつあるリスクマネジメントシステムの仕組みを採用する。また、危害予防の観点から毒物劇物の取り扱いで起こりうる危害のリスクを予測し、未然防止の活動展開を促すことを期待できるものとする。

(1) 危害防止規定のモデルの構築において参考にしたもの

毒物劇物危害防止規定モデル作成の具体的内容として、昭和50年11月6日付、厚生省薬務局安全課長および監視指導課長連名で「毒物劇物危害防止規定について<sup>1)</sup>」が、各都道府県衛生主管部(局)長あてに通知されているので、その内容を網羅するようにした。また、規定の策定に当たっては、自治体<sup>2)3)</sup>、ソーダ工業会<sup>4)</sup>および企業<sup>5)6)</sup>の規定を参考にして、毒物劇物危害防止に関する安全管理規定の内容などから販売業と輸送業に関係する事項を抜粋または参考にした。

(2) PDCAが実現するように規定項目を構成

毒物劇物の危害防止のためには、事業者とそこに働く従業員が一体となって自主的対応をベースとした管理システムとして、PDCAの活動サイクルを構築し、そのシステムに基づいて活動し、管理レベルを向上させることが、毒物劇物の危害防止に不可欠であるとの考えから、その仕組みを構成するように危害防止規定を作成した。また毒物劇物の物質特性を念頭に配慮して、それを取り扱うことによる危害が顕在化するリスクを予測し、危害の未然防止に資するための方策を検討するようなサイクルを構築するようにした。

(3) 法令に定める事項を主体にした危害防止規定項目

販売業および輸送業における毒物劇物の入荷から保管、運搬、客先への引き渡しに至る過程に関して法令に則って遵守すべき重要事項を中心に規定した。

(4) 規定する項目に毒物劇物の事故リスク環境を反映

毒物劇物の事故に関する事例解析、要因分析および危険性評価方法についての一連の研究成果から得られた知見を基盤にして、規定すべき事項を創出し、文言を作った。とくに、要因分析の結果を踏まえて、類似事故を防止するための項目を盛り込んだ。

## C. 研究結果

危害防止規定は、「毒物劇物危害防止規定について」<sup>1)</sup>に通知されているように「保健衛生上の危害を未然防止することをねらいとした事業者の自主的な規範」として位置づけられている。従って、危害防止規定は、毒物劇物の取り扱いにおいて、事業者としてあるべき方針を明らかにし、その業務に従事する人に対して危害防止の活動を行うように指導、管理監督することを具体的に規定することである。

- (1) 販売業と輸送業は業種が異なることからそれぞれに危害防止規定を作成したが、結果的には似たような内容になった。これは、販売業および輸送業は互いに似たような業務内容（たとえば、毒物劇物の輸送、保管、貯蔵等）があること、および、事故の事例解析および要因分析の結果から両者の業種に紛失・盗難、怠慢・さぼり、日常管理不足が事故原因の主たる要因で、これらの対策を強化する必要があるとされたことのためである。
- (2) 危害防止規定を作るとき、規定する項目の抜け防止およびPDCA活動サイクルの包含を目的としたチェックリストも併せて作成した。このチェックリストには、先に開発した危険性評価法としてのチェックリストのチェックステートメントを多用した。危害防止規定と同様の内容ではあるが、忘備録としての意味合いが強いので、危害防止規定作成のツールとしての活用にも有効であろう。

販売業および輸送業についての危害防止規定のモデルをそれぞれ資料1 1-1および資料1 2-1に示した。また、毒物劇物危害防止規定の策定に用いるチェックリストをそれぞれ資料1 1-2および資料1 2-2に示した。

## D. 考察

- (1) 本研究は、毒物劇物による危害の発生を防止することを目的とし、過去の事件事例を基盤にして、そこから得られる知見に対して、研究者および実務者の見識および経験とを合わせ、体系的に危害防止策を創生するようにした。また、研究を進める計画段階から成果物を得る最終段階までの段階毎に外部識者からなる研究検討評価委員会を開催し、その審議および検討による結果、意見等を取り入れ、害防止規定を実効性のあるものに仕上げるように配慮した。これらの研究方法は基礎研究とは異なっている。
- (2) 毒物劇物の危害防止規定は上述のように「事業者の自主的な規範」<sup>1)</sup>として制定されることとなっている。従って、法令に規定されているので実施するという受動的な意識を払拭し、自主的に危害要因を見出しそのリスクを低減していくために、毒物劇物の危害防止に関する自主精神の高揚および自覚が基盤になる。このことは、要因分析の結果に鑑みて、販売業および輸送業において、特に重要である。このような基盤づくりのための活動推進の手引き書として本危害防止規定が活用されることを期待してやまない。
- (3) なお、継続的に自主的活動のレベルを向上させるためにはPDCAサイクルの確立と推進が必要である。PDCAサイクルは、多くの分野で採用<sup>7)8)9)</sup>されており、安全関係の分野では世界的な広まりを見せており、その実効性が裏付けられている。本危害防止規定を活用して、危害防止規定の見直しを行い、「保健衛生上の危害の未然防止」の強化を図っていただきたい。
- (4) 毒物劇物の危害防止のためには、その業務に従事する人たちが一丸となって自らの管理レベルを上げ、継続的にリスク低減活動を行えるようにしてゆかなければならない。このような考えから毒物劇物危害防止規定は管理システムの構築を前提としており、危害防止規定は守るべき規範であると同時に毒物劇物を取り扱う人たちのテキストとして活用し、周知徹底を図っていただくことを期待する。
- (5) 販売業および輸送業はそれぞれの事業所ごとに事業内容が異なり、規模も異なる。また、保管業務、運搬業務等を外部に委託している事業所もある。このため、毒物劇物に関する危害防止について一律に規定することは難しい。しかしながら、販売業および輸送業に関してそれぞれ資料1 1-1および資料1 2-1に示した危害防止規定のモデルは、大きな事業所で、かつ販売業および輸送業についてそれぞれほぼすべての業務内容を包括すると考えて構築した。従って、このことを配慮して、事業所の危害防止規定を制作または見直しに際して本危害防止規定を活用する場合には、事業所の規模およびその事業内容に応じて危害防止規定のモデルから項目を取捨選択する必要がある。

## E. 結論

昨年制作した化学品製造業における毒物劇物に関する危害防止規定（モデル）<sup>10)</sup>に続いて、販売業および輸送業における危害防止規定（モデル）をそれぞれ構築した。

危害防止規定は「事業者の自主的な規範」である。法令により制定することが義務付けられているので受動的に制定するのではなく、毒物劇物に携わる者として、自主的に、活動方針、遵守すべき具体的項目等を

定め、事業管理者およびそこに従事する人たちの共通認識を明示した文書として策定し、活用されることを期待する。モデルとして提示した本危害防止規定の内容は、大規模な事業所を想定しているため、広範囲な内容となっているので、適用する場合は、組織の規模等に応じて不要と思われる項目は削除して構築していただきたい。重要なことは、組織の規模の大小にかかわらず、遵守しなければならない事項、法的な規制事項等に抜けが無いよう吟味し、構築することであり、本モデルが参考になることを確信している。

#### 参考文献

- 1) 昭和50年11月6日厚生労働省薬安第80号、薬監第134号厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知：「毒物劇物危害防止規定について」
- 2) 山口県毒物劇物危害防止対策協議会：毒物劇物取扱管理指針(1994)
- 3) 鹿児島県保健福祉部薬務課：毒物劇物危害防止マニュアル(2007)
- 4) 日本ソーダ工業会：液化塩素取り扱い安全指針(1999)
- 5) 出光石油化学(株)千葉工場：毒物劇物危害防止規定(2002)
- 6) (株)トクヤマ徳山製造所：毒物劇物危害防止規定(2001)
- 7) 厚生労働省告示第53号：「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(1999)
- 8) 中央災害防止協会：「労働安全衛生マネジメントシステム担当者の実務」(2005)
- 9) 中央災害防止協会：「グローバルOHS-MS」(1997)
- 10) 長谷川和俊, 大野晋, 関谷正明：「毒物劇物の事例解析に基づく安全管理創生に関する研究」平成18年度研究報告書 (H17-化学-一般-005) 厚生労働省研究補助金 化学物質リスク研究事業(2007)

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし